平成２５年（フ）第３１号
福岡県久留米市田主丸町田主丸670番地４
債務者　石井　　清
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５２号
福岡県大川市大字道海島250番地５
債務者　廣瀬　元彦
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第７８０号
北九州市若松区東二島４丁目２番２―102号
債務者　金田　末喜
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９０１号
北九州市戸畑区浅生２丁目10番18―202号
債務者　松原　惠子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９号
北九州市小倉北区片野新町２丁目８番３―203号
債務者　甲斐　清子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８５号
北九州市門司区二タ松町４番223―203号
債務者　馬崎　光男
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１９号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五1770番地４
債務者　西村　良子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
佐賀県佐賀市高木瀬西３丁目４番39号
債務者　北村　正裕
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
佐賀県鳥栖市原町735番地２
債務者　重松トシ子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
佐賀県佐賀市高木瀬東２丁目４番27号
債務者　原口久美子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
佐賀県佐賀市松原２丁目14番４号
債務者　内田　吉彦
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
佐賀県小城市牛津町牛津67番地　市営天満町団地22号
債務者　利光　博康
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
佐賀県小城市小城町松尾4121番地14
債務者　鶴田　鉄也
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
佐賀県佐賀市高木瀬西３丁目６番２号
債務者　光冨　哲也
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６２号
長崎県長崎市西北町６番１―208号、旧住所長崎県長崎市本原町31番９号　パーソンズ本原201号
債務者　吉永　文生
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
長崎県長崎市辻町22番７号　２Ｆ、旧住所長崎県長崎市大手２丁目15番14号
債務者　上園　徳次
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
宮崎市源藤町九日市275番地　源藤マンション103号
債務者　伴林ひかる
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７８号
長野市上松２丁目25番35号
債務者　毛呂とき子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係